

# カーボン・クレジット 大づかみ

## 第6回 続・カーボン・クレジットの法的課題～連載を終えるにあたって～

公害・環境特別委員会 気候変動・エネルギー部会 横手 聡 (61期)

昨年10月号から続いてきた本連載「カーボン・クレジット大づかみ」は、今回で最終回である。今回は、前回に引き続いて、カーボン・クレジットの法的課題について若干取り上げるほか、連載を終えるにあたって、カーボン・クレジットと弁護士業務との関連等について述べる。

### 1 続・カーボン・クレジットの法的課題

#### (1) 売買契約時の留意点

前号(3月号)の記事にもあるとおり、カーボン・クレジット取引の法的リスクに対応するためには、契約書において予防策を講じておくことが肝要である。具体的には、カーボン・クレジット売買契約書において、表明保証条項をどのように設定するかが重要になると思われる。

カーボン・クレジットの要件としては、ICROAの「ICROA CODE OF BEST PRACTICE」が定める6要件(Real:実際に排出削減等の活動が行われていること、Measurable:信頼できる基準と手法で定量化できること、Permanent:永続性があること、Additional:そのプロジェクトがなければ排出削減等が実現しなかったこと、Independently verified:独立した第三者機関による検証、Unique:唯一無二であること、二重カウントされていないこと)が知られている\*1。そこで、カーボン・クレジット売買契約書における表明保証条項は、これらの6要件について意識しつつ、たとえば次のように設定することが考えられる。

売主は、本契約締結日及び権利移転日において、

次に掲げる各事項について、真実かつ正確であることにつき、表明し、保証する。

- ① プロジェクトが実在し、計画書どおりに実行されており、削減・吸収・除去量が、信頼できる基準と手法で測定されたものであること
- ② プロジェクトによる削減効果・吸収除去効果に永続性があること
- ③ 追加性があること
- ④ クレジットが独立した第三者機関により検証されていること
- ⑤ クレジットが二重発行されていないこと
- ⑥ クレジットが二重に譲渡されておらず、無効化・償却されておらず、担保設定されていないこと

表明保証条項に違反があった場合には、解除・損害賠償が可能になる旨を規定しておくのが通常であると考えられる。また、買主の立場からすれば、表明保証のあった事項以外でも、クレジットの品質に問題があった場合には、契約不適合責任を追及しう旨を規定しておくのが望ましい。もっとも、どのような表明保証条項を入れるか、売主の責任をどのように定めるかは、当該取引における各当事者の立場・意向も踏まえつつ、現実的な条項を個別に検討するしかない。

なお、ICVCM(The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market)が公表しているThe Core Carbon Principles\*2では、クレジットの品質として、追跡可能性や透明性確保などガバナンスの観点や、持続可能性の考慮も提起されているので、カーボン・クレジット取引の際には、これらの観点も意識すべきである。

\*1: LIBRA2023年10月号34～35頁、本連載第1回「カーボン・クレジットとは」

\*2: <https://icvcm.org/the-core-carbon-principles/>

## (2) 表示に係る問題

近時、乳製品を取り扱う欧州の会社が、商品に「net zero climate footprint」という言葉を使用していたところ、スウェーデンの裁判所の判決で、消費者に誤った印象を与えたとして、その言葉の使用が禁止された例が紹介されている。これは、100年を超えて炭素を蓄積することの保証がないという意味で、使用したクレジットについて永続性の問題があったからであるとされる\*3。

企業がカーボン・クレジットを使用してオフセットを主張する場合、当該クレジットを創出したプロジェクトに問題があるなど、カーボン・クレジットの品質に疑義があると、オフセットの主張がウォッシュである（環境に配慮するように見せて実態が伴っておらず、消費者に誤解を与えること）という非難を免れず、法的紛争に発展する可能性もある。

## (3) 担保設定・強制執行

カーボン・クレジットに対する譲渡担保設定の合意自体を禁止する理由はないと思われる。また、民事執行では、「その他の財産権」（民事執行法167条1項）に該当するものとして手続を進めることができる可能性はある\*4。ただし、カーボン・クレジットの法的性質が明らかでないため担保設定・強制執行については不透明な点があり、今後の検討課題である。

## 2 弁護士業務との関連

本連載を開始するにあたり、カーボン・クレジットが弁護士業務とどのようにつながるのかという疑問も寄せられたが、脱炭素が社会的に重要な課題となっている中で、社会における脱炭素への取り組みを理解するという意味では、カーボン・クレジット制度にも関心を寄せることが望ましい。

また、カーボン・クレジットを含む脱炭素への様々

な取り組みの内容を理解しようとする姿勢を持ちつつ弁護士としての活動をすることで、脱炭素を重要課題として捉えている他業種の人たちと温度感を共通にすることができるし、脱炭素を推進しようとしている人たちと協働することにつながり、人脈が広がって、結果的に、様々な弁護士業務への依頼に結びつくこともあるだろう。

さらに、気候危機が人権問題であるという認識を持ち、カーボン・クレジットの売買・使用等の場面で、人権の観点に立ち返って考える視点を提供していくことも、弁護士の役割であると考えられる。

## 3 連載を終えるにあたって

これまで、環境を破壊しても経済的に大きな不利益がないルールの下で、廃棄物が大量に出され、生物多様性が損なわれ、温室効果ガスが大量排出されてきた。そこで、人間が住み続けられる地球環境を維持するために、「環境を破壊すると経済的に損をし、環境を守ると経済的な利益が得られるような仕組み」を作る方向を模索するというのは、一つの考え方である。そして、より少ないコストで効率的に温室効果ガスの削減・吸収・除去を可能にするカーボン・クレジットの概念自体は、脱炭素への取り組みを進めるために有効な一つの方法である。この方法がうまく機能するようにするため（クレジット制度への信頼を維持するため）にも、削減・吸収・除去の量が確実な根拠に基づいて算定されていること等について、適切に注意を払っていかなければならない。

カーボン・クレジット取引、カーボンプライシング、ひいては社会において行われている脱炭素に向けた様々な取り組みが適切な方向に深化していくことを願って、本連載を終える。本連載を通じて、カーボン・クレジットに対する関心を少しでも創出できたのであれば幸いである。

\* 3 : Isabella Kaminski 「Dubious carbon offsetting claims ‘ripe’ for legal action」 (2023年3月1日)

<https://www.the-wave.net/carbon-offsetting-claims/>、野村総合研究所「排出量取引とカーボンクレジットのすべて」150頁。

\* 4 : 長島・大野・常松法律事務所カーボンニュートラル・プラクティスチーム編「カーボンニュートラル法務」56～57頁。なお、質権の設定は困難であるとされる。